

愛称:

りそな BRICs プラス

DWS 世界新興国株式ファンド

追加型投信／海外／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

- 委託会社[ファンドの運用の指図を行う者]
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 359 号
・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
・フリーダイヤル 0120-442-785
(受付時間: 営業日の午前 9 時から午後 5 時まで)
- 受託会社[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]
株式会社りそな銀行

本書は金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 13 条の規定に基づく目論見書です。

本書により行うDWS世界新興国株式ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成 25 年 5 月 17 日に関東財務局長に提出しており、平成 25 年 5 月 18 日にその効力が発生しております。

1. 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
2. 投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、投資者から販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

<商品分類及び属性区分>

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産（投資信託証券（株式））	年2回	エマージング	ファミリーファンド	なし

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 商品分類及び属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<委託会社の情報>

委託会社名	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月8日
資本金	3,078百万円（2013年9月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額	683,890百万円（2013年9月末現在）

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

(以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。)

1 ブラジル、ロシア、インド、中国(香港を含みます。)(以下「BRICS」といいます。)等新興国^{※1}の企業の株式等^{※2}に投資します。

※1 投資対象国となる新興国は、投資を行う時点で、国際通貨基金（IMF）、世界銀行、国際金融公社（IFC）等が先進国に定めていないすべての国とします。なお、投資対象国となる新興国の定義は、ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメント GmbH の判断により変更される場合があります。

※2 預託証書等を含みます。

■ 主にBRICSと、それにプラスして、BRICSに続く高い経済成長が期待されている他の新興国（以下「プラス」といいます。）の企業の株式等に投資します。

・ BRICS以外で投資対象国となる新興国「プラス」は、投資を行う時点で、国際通貨基金（IMF）、世界銀行、国際金融公社（IFC）等が先進国に定めていないすべての国のうち、ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメント GmbH がBRICSに続く高い経済成長が期待されていると判断する国とします。なお、投資対象国となる新興国「プラス」の定義は、ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメント GmbH の判断により変更される場合があります。

・ 2013年9月末現在で投資している「プラス」の例は以下の通りです。

メキシコ	トルコ	韓国	台湾
インドネシア	タイ	南アフリカ	

・ 「プラス」については投資対象国を限定しません。

■ BRICSを中心に「プラス」にも投資することで、投資対象の分散を図るとともに、新興国の高い経済成長を捉えることを目指します。

■ 新興国で主たる企業活動を展開する先進国の企業の株式等や先進国の取引所に上場されている新興国の企業の株式等に投資することもあります。

2

マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメント GmbH に委託します。

- ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメント GmbH はドイツ銀行グループのアセット&ウェルス・マネジメント部門のドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用実績の実現を目指します。

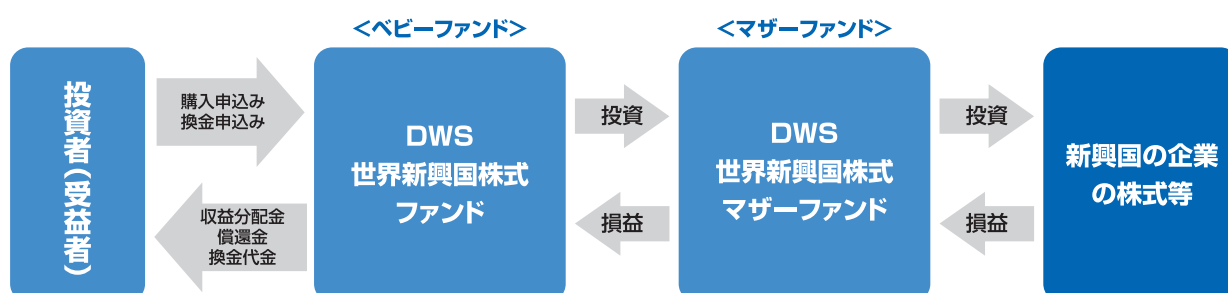
3

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4

ファミリーファンド方式※で運用を行います。

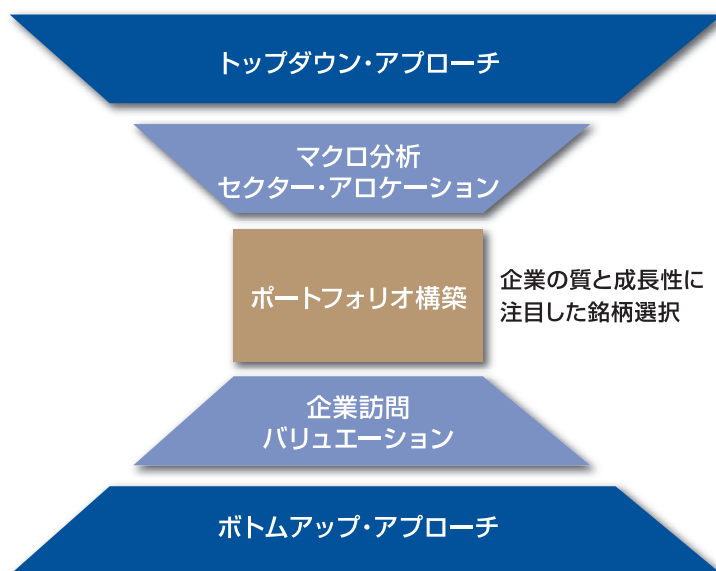
※ 「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。



＜具体的な運用プロセス＞

株式への投資にあたっては、収益性・成長性等を総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

トップダウン・アプローチによる国別配分の決定及びボトムアップ・アプローチによる個別銘柄の選択を行い、ポートフォリオを構築します。



（注1）上記運用プロセスはマザーファンドに関するものです。

（注2）上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

※ 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜主な投資制限＞

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

＜分配方針＞

毎決算時（原則として毎年2月18日及び8月18日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

2 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。基準価額の変動要因は、以下に限定されません。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

①株価変動リスク

株価は、政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

②為替変動リスク

外貨建資産の価格は、為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国への投資については、一般的に先進諸国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

④信用リスク

株価は、発行者の信用状況等の悪化により下落することがあり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国の株式は、先進諸国の株式に比べ、相対的に信用リスクが高くなると考えられます。

⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

その他の留意点

- ・ マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの購入申込みまたは換金申込み等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

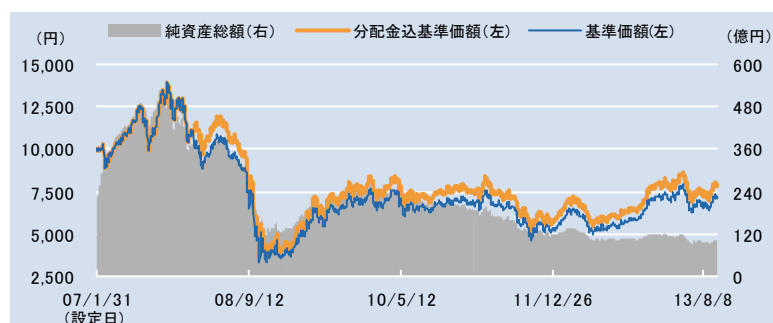
リスクの管理体制

委託会社では、パフォーマンス分析・定量的リスク分析を行う運用評価会議、運用に係るリスク・法令等遵守状況等のリスク管理状況の検証を行うインベストメント・コントロール・コミティーといった検証機能を有しています。検証結果をもとに委託会社は、必要な対策を講じています。

3 運用実績

基準日：2013年9月30日

基準価額・純資産の推移



※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金込基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

分配の推移

1万口当たり、税引前	
2013年 8月	0 円
2013年 2月	0 円
2012年 8月	0 円
2012年 2月	0 円
2011年 8月	0 円
設定来累計	1,000 円

主要な資産の状況

マザーファンドにおける組入上位 10 銘柄

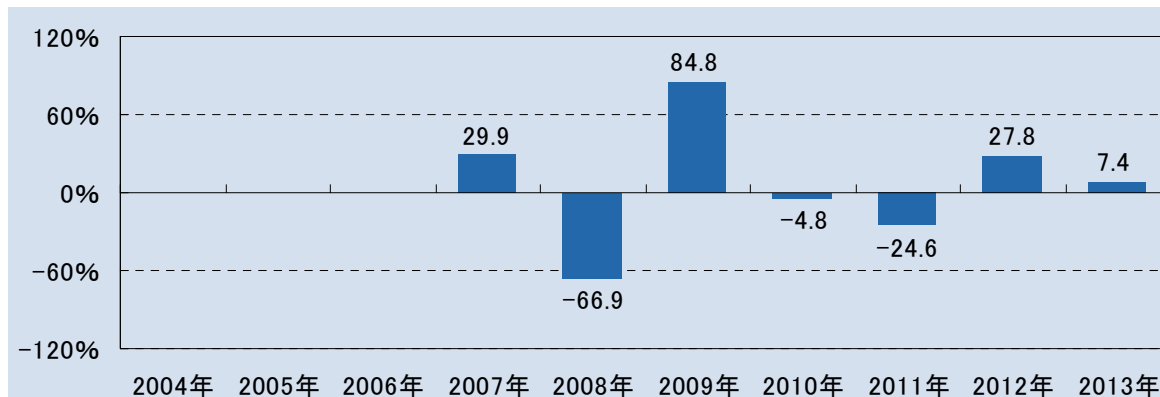
	銘柄	国・地域	業種	比率(%)
1	サムスン電子	韓国	半導体・半導体製造装置	5.5
2	中国工商银行	中国	銀行	4.4
3	HCLテクノロジー	インド	ソフトウェア・サービス	3.8
4	アスペン・ファーマケア・ホールディングス	南アフリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.4
5	現代自動車(ヒュンダイモーターカンパニー)	韓国	自動車・自動車部品	3.1
6	サン・ファーマシューティカル・インダストリーズ	インド	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.0
7	友邦保険控股 (AIA グループ)	香港	保険	2.9
8	広東インベストメント	香港	公益事業	2.6
9	ロスネフチ (GDR)	ロシア	エネルギー	2.5
10	鴻海精密工業(ホンハイ・プレジジョン・インダストリー)	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.2

マザーファンドにおける
国・地域別構成比

国・地域	比率(%)
中国(含香港)	17.6
ブラジル	12.5
インド	11.4
ロシア	10.1
その他	41.2

※ 比率はマザーファンドにおける
組入比率です。

年間収益率の推移



※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

※2 2007年は設定日（1月31日）から年末までの騰落率、2013年は9月末までの騰落率を表示しております。

※3 当ファンドにベンチマークはありません。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	原則として、販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日とします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時とします。
購入の申込期間	平成25年5月18日から平成26年5月16日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入申込み・換金申込みの受付を中止すること及び既に受けた購入申込み・換金申込みの受付を取消すことができます。
信託期間	設定日（平成19年1月31日）から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
決算日	原則として毎年2月18日及び8月18日（休業日の場合は翌営業日）とします。
収益分配	年2回の毎決算時に、分配方針に基づいて行います。 販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	2,000億円とします。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時及び償還時に作成され、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。（平成26年1月1日以降） 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.15%*（税抜3.0%） を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 *消費税率が8%になった場合は、 3.24% となります。
信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用（信託報酬）	毎日、信託財産の純資産総額に年率 1.974%*（税抜1.88%） を乗じて得た額とします。 *消費税率が8%になった場合は、年率 2.0304% となります。 ※運用管理費用（信託報酬）は、毎決算時または償還時に信託財産中から支払われます。 ※マザーファンドの運用の指図を行うドイチェ・アセット・&・ウェルス・マネジメント・インベストメント GmbH に対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。
【内訳】（税抜）	委託会社 0.90% 販売会社 0.90% 受託会社 0.08%
その他の費用・手数料	純資産総額に対して年率 0.10%を上限 として諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が信託財産から差し引かれます。また、信託財産における組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等についても、別途信託財産が負担します。 ※諸費用は、毎決算時または償還時に信託財産中から支払われます。 ※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

※投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 10.147%
換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して 10.147%

※上記は、平成25年9月末現在のものです。平成26年1月1日以降は20.315%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。